

# 大津市産後ケア事業

お母さんのこころとからだの回復を促進し、お母さん、赤ちゃん、ご家族がすこやかに子育てができるようにサポートする事業です。



## 対象

産後1年以内のお母さんで産後ケア事業を希望する方

治療中のご病気がある方の利用については、ご相談ください。

## 利用回数

1回の出産につき  
合計7日（回）

ご希望の事業を  
組合わせてください。

## 何ができるの？

乳房ケアを含む母乳やからだについてのご相談、育児のコツをアドバイスします。

令和7年度から利用者負担金の**減免**を開始します。

| 種 類                       | サービス内容                                                                                         | 利用者負担金※                                                                                              |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>居宅訪問型</b><br>(アウトリーチ)  | 自宅に助産師が訪問し、ご自身の生活スタイルに沿った具体的な相談が可能です。ご家族と一緒にアドバイスを聞くことができます。<br><b>利用時間 1回につき原則2時間</b>         | ◆通算利用回数 1～5回目のうち<br><b>1回目 無料</b><br><b>2～5回目 1回につき1,000円</b><br>◆通算利用回数 6、7回目<br><b>1回につき1,600円</b> |
| <b>通所事業型</b><br>(デイサービス)  | 助産所や医療機関等に行き（日帰り）で、基本的には夕方までの時間でゆったり相談ができます。きょうだい夕方帰宅してくる方が利用されています。<br><b>利用時間 1回につき原則8時間</b> | ◆通算利用回数 <b>1～5回目について</b><br><b>1回につき 1,700円</b><br>◆通算利用回数 6、7回目<br><b>1回につき 3,400円</b>              |
| <b>短期入所型</b><br>(ショートステイ) | 助産所や医療機関等に宿泊するので、授乳間隔や赤ちゃんの様子を踏まえて、赤ちゃんと一緒に過ごす家族の生活について相談できます。<br><b>利用時間 1回につき原則24時間</b>      | ◆通算利用回数 1～7回目いずれも<br><b>1回につき 6,600円</b>                                                             |

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は自己負担金はありません。

●注意●利用者負担金（減免の適用）については、通算利用回数により変わります。申請、面談時にご確認ください。

## 申込方法

- ①ご出産後にすこやか相談所（二次元コード）に電話、来所にて**利用10日前までに申請**。（事前の相談は可能です）
- ②すこやか相談所職員から連絡させていただき、面談後、利用日等を決定。
- ③母子保健課から『決定通知書』を自宅に送付。
- ④利用日当日に、利用施設に『決定通知書』を持参。自己負担金額は直接お支払ください。

【すこやか相談所】



## 注意事項

- ①利用施設については、面談時に一緒に決めさせていただきます。
- ②利用施設への連絡は、大津市が行います。**申請後に大津市が決定した予約日に限り、上記料金での利用となります**ことをご了承ください。
- ③キャンセルされた場合、利用施設が設定した**キャンセル料金がかかることがあります**。キャンセル料は、利用予定の方から利用施設への振込となります。

